

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則の 制定について

ア 説明員 齊藤総務課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【齊藤総務課長】

資料1ページの概要版を御覧ください。まず、組織機構整備の基本的な考え方として、4点挙げています。1点目が各種施策等を着実に進めるための執行体制、2点目が教育行政上の重要課題に的確に対応するための執行体制、3点目が各所の役割に応じた執行体制、4点目が簡素で効率的な執行体制であり、これらを整備するという考えです。

続いて、主な改正内容です。まず、一つ目としては、義務教育と高校教育の学力向上を一体的に推進するための体制整備です。高等学校入学者選抜学力検査を学力向上施策の検証改善サイクルに位置付けるなど、義務教育と高校教育における学力向上施策を一体的に進めるため、「学力向上推進課」を設置します。

なお、具体的な内容は、2ページ上段の組織図のとおりです。

次に、二つ目ですが、高等学校と特別支援学校の配置を一体的に検討するための体制整備です。高等学校と特別支援学校の配置について、特色ある学校づくりや多様な児童生徒への対応の観点から、道立学校全体の枠組みで一体的に検討するため、業務を統合し、「道立学校配置・制度担当課長」を配置します。具体的な内容は、2ページの下段に記載のとおりであり、高校教育課と特別支援教育課の担当を統合するという形です。

次に、三つ目です。重大な生徒指導上の諸課題に対応するための体制拡充です。いじめ問題や不登校、児童生徒の生命や安全など、喫緊かつ重大な諸課題に迅速・適切に対応するため、新たに「生徒指導・学校安

全担当局長」を配置し、さらに、生徒指導・学校安全課の体制を拡充します。具体的な内容は、3ページのとおりであり、生徒指導・学校安全担当局長を配置し、生徒指導・学校安全課は、人数等の体制を拡充します。

四つ目は、道立近代美術館の施設リニューアルを推進するための体制整備です。老朽化している近代美術館の施設リニューアルを円滑に推進するため、新たに「道立近代美術館担当課長」を配置し、「道立近代美術館整備係」を設置します。具体的な内容は、4ページの上段のとおりであり、道立近代美術館担当課長、道立近代美術館整備係を配置しようと考えています。

五つ目は、全国高等学校総合体育大会の開催に向けた体制拡充です。

令和5年度(2023年度)に本道で開催されるインターハイに向けて、令和3年度(2021年度)から暫定配置している高校総体推進課について、各競技種目や式典の運営などの体制を拡充しようとするものです。具体的な内容は、4ページの下段のとおりであり、それぞれの係を増員し、全体で10名の増員となっています。

なお、5ページでは、これらの機構改正の全庁的な形を新旧対照表で示しています。それ以降の資料ですが、規則案、要綱等を添付しています。改め文や新旧対照表などを記載していますが、この説明については、省略します。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

「主な改正内容」の「3 重大な生徒指導上の諸課題に対応するための体制の拡充」についてですが、生徒指導・学校安全の担当の方々は、近年、どのような問題に対応してきたのか、また、新たに、どのようなことに対応しなければならないと思っているのかについて、内容を少し教えていただきたいと思います。

【齊藤総務課長】

基本的には、いじめや不登校などの問題行動等です。そのようなことに対する相談業務を行い、各道立学校や市町村教育委員会への指導・助言を行っています。今後の対応に関しては、先日本お話しした予算の案件の際にも説明しましたが、ヤングケアラーなど、子供たちの困り感への新たな対応も出てきていますので、そうしたことにもしっかりと対応していくことになると思います。

【青山委員】

ヤングケアラーについても、含まれるのですね。

【齊藤総務課長】

はい。

【青山委員】

多様な性については、男女だけでは一括りにできない問題が多くあると思うのですが、その辺りの対応については、いかがでしょうか。

【齊藤総務課長】

当然、子供たちの困り感には、いろいろな種類、たくさんの要素があります。そうした中の一つの要素として、委員御指摘の点も入ってくると思いますので、私どもとしても、しっかりと対応したいと思っています。

【青山委員】

例えば、学校から配られる書類に性別欄があったときに、男女どちらかにしか丸を付けられないといったことはあるのではないかと思います。子供たちの中には、性的嗜好や性自認に不一致があるような子もいると思いますが、そのような子への対応について、道教委としては、どのような考えをお持ちですか。

【齊藤総務課長】

道立高校では、例えば、多目的トイレを用意して、男女に関係なく使える形にしたり、制服も、女性もスラックスで差し支えないようにしたりというような対応をしています。提出書類の性別に関しても、必要のないことに関しては、申告の要素としていません。

また、例えば、道の審議会委員の履歴書も、男女の記入箇所はあり

ません。

【青山委員】

分かりました。今後、近いうちに、例えば、スマートフォンに関わる事件、インターネットに関わるいじめ問題や性被害など、ここ5年くらいで、どのようないじめの問題が増えているのか、どのような被害に遭っているのかといったことを教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【池野教育部長兼教育職員監】

性に関する学校の指導体制については、道教委として手引を出しており、そのような特性がある子、また、そのような特性があると思われる子への配慮は、具体的な内容の手引により対応することとなっていますので、そうした対応を丁寧に行っていくことが必要と考えています。

また、今、我々道職員の中にも、そのような特性を持つ方がいらっしゃいます。我々にも、対応の考え方が示されていますので、それに基づいて対応していくことが必要です。

その一方で、トイレや書類の男女欄など、具体的に改善していかなくてはならないこともありますので、そこは個別に対処していきたいと思っています。

【青山委員】

その手引は、見ることもできるのでしょうか。

【池野教育部長兼教育職員監】

はい。後でお持ちします。

【青山委員】

ありがとうございます。

【橋場委員】

I C Tの教育推進に関してです。5ページの改正案を見ると、I C T教育推進課の総合調整は、学力向上推進課長が兼務するとあります。そして、後ほど議題になる人事案件の資料を見ると、学力向上推進課長には、学校現場から来る方が就く予定とのことですが、組織機構上、5ページに記載されている職の順番、また、字の大きさには、特に意味はな

いという理解で良いでしょうか。

【齊藤総務課長】

組織の順番に整理するというのがありますので、それに習って記載するのが基本となっています。

【橋場委員】

新たに総合調整を組み入れた理由、狙いが知りたいです。これまで、頑張ってICTを導入してきて、一区切りついているところだと思うのですが、次の新たな政策に向かっての狙いを教えていただければと思います。

【齊藤総務課長】

学力向上推進課長がICT教育推進課の総合調整を兼務をすることについてですが、ICT教育推進課は、ICTの導入をしっかりと進めるということで、令和4年度（2022年度）までの時限で設置しています。ICT教育推進課自体は、令和4年度（2022年度）までで終わることになりますが、今後、ICTの活用が当たり前になっていくと、ICTが学力向上にとって必要不可欠なものになっていくと思っています。このため、まだ決めていることではなく、あくまでもイメージですが、令和5年度（2023年度）以降は、ICT教育関係を学力向上推進課に統合することを見据えており、それに先駆けて、学力向上推進課長がICT教育の総合調整を担うこととしたものです。

【橋場委員】

分かりました。ICTについては、これからが大事だと思いますし、子供の健康の問題や教科書の電子化の問題などもあるかと思います。まだ、いろいろとありますけれども、ここで手綱を緩めずに、子供たちにとって、より良いICT政策の推進をお願いしたいと思います。

【渡辺委員】

近年、問題になっている教職員の長時間勤務についてです。部活動については、学校から地域に移行していこうという方針だったと思うのですが、そのようなことを担当する部署というのは、どこになるのでしょうか。

【齊藤総務課長】

機構図5ページの下の方に、教職員局教職員課があり、ここに働き方改革担当課長を置いています。ここが、長時間勤務の問題や部活動の働き方の改善を担当している部署になります。

【渡辺委員】

部活動の問題も、ここで一体的に対応しているということですね。

【齊藤総務課長】

はい。

【渡辺委員】

ありがとうございます。

【大鐘委員】

感想と要望ですが、「主な改正内容」の1にもあるように、これまで別々に扱っていた業務を統合したり、再配分したりして、新しい取組を作り出すことによって、「組織機構整備の基本的な考え方」の3にあるように、その機能を最大限に発揮できるようにしていこうという考え方に賛成です。

特に、「主な改正内容」の1の記載に関しては、学力を軸にして中学校と高校を接続させる観点で、滑らかに学力を向上させていくことができるソフトを作り上げていくと良いのではないかと思います。例えば、国の学力関係調査と、道教委が高校で実施している学力関係調査をつなげたり、また、それを広げて小学校も含めていけるようにしたりすると、子供を長い視野で見えていくこともできるのではないかと思います。

是非、進めていただきたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 議案第2号 押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 齊藤総務課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【齊藤総務課長】

資料1ページを御覧ください。「1 趣旨」ですが、押印を求める手続の見直しに伴い、関係教育委員会規則の整理を行うため、この教育委員会規則を制定しようとするものです。「2 内容」ですが、北海道教育委員会聴聞規則及び北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する教育委員会規則で定めている押印等を求める手続を廃止しようとするものです。具体的には、聴聞調書のほか、聴聞が終結した後に作成する報告書などにおいて、これまで、主宰者の押印を求めてきましたが、その押印を不要とするものです。

なお、昨年度から、押印・書面・対面規制の見直しをしており、昨年度末には、22件の教育委員会規則を一括して改正していますが、今年度、知事部局が所管する聴聞規則などで押印の見直しに関する改正がありましたので、これに合わせて、教育委員会規則も改正しようとするものです。

「3 施行期日」については、令和4年(2022年)4月1日を予定しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(3) 議案第3号 義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 荒川教育政策課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【荒川教育政策課長】

1 ページの規則案要綱を御覧ください。まず、「1 趣旨」ですが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、小学校等の学級編制の標準に関し、所要の改正が行われることから、札幌市を除く本道の公立小学校等の学級編制基準を改正するものです。

「2 内容」ですが、令和3年(2021年)4月に施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、公立の小学校等の学級編制の標準を、令和7年度(2025年度)までに、段階的に40人から35人に引き下げることとなり、令和4年度(2022年度)から、今年度改正した小学校第2学年に引き続き、第3学年を引き下げるものです。

施行期日については、3のとおり、令和4年(2022年)4月1日としています。

なお、2ページに改正規則案、3ページに新旧対照表を添付していますので、参照ください。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

今回の改正案は、1学級の人数を40人から35人に引き下げるというものですが、現段階で、もっと人数を引き下げるべきだという意見もあるのではないかと思います。このことについて、どのような見通しをお持ちなのかについて、お聞きしたいです。

【荒川教育政策課長】

確かに、そのような御意見は、各団体から出ています。ただ、まずは、文部科学省の方針に従い、段階的に小学校全学年に35人学級を導入し、その効果を検証するとともに、今後の方針を検討していきたいと考えております。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(4) 議案第4号 北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則の
制定について

ア 説明員 桑原社会教育課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【桑原社会教育課長】

資料1ページを御覧ください。この度の規則改正は、道立図書館の利用者の利便性向上のため、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードですが、これに所定の手続をすることにより、マイナンバーカードで図書の出しができるよう規定を整備するものです。

現在、マイナンバーカードは、健康保険証や運転免許証等との一体化など、様々な機能を持たせる取組が行われており、こうした取組に合わせて、道立図書館の図書の貸出しもできるようになることで、マイナンバーカードがより便利なものになるとともに、図書館利用者の利便性向上にもつながるものと考えています。

利用開始は4月1日からとなっており、マイキーIDを登録済みのマイナンバーカードと道立図書館の利用者カード2点をカウンターにお持ちいただくと、すぐに手続をすることができます。

なお、資料2ページに現行の利用規則の一部を改正する教育委員会規則の案文、資料3ページに新旧対照表を添付しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

2種類のカードを持って、図書館に行かなければならないということだと思いますが、どの時点で、マイナンバーカードだけで対応できるようになるのでしょうか。

【桑原社会教育課長】

まず、図書館に行き、利用者カードの登録をする必要がありますが、マイナンバーカードを持っていると、マイナンバーカードに利用者カー

ドの情報を登録することで、その後は、マイナンバーカードだけで貸出しを受け付けることができるというものです。

【青山委員】

一度、2種類のカードを持って行き、登録すれば、次からは、マイナンバーカードだけで借りられるということですね。ありがとうございます。

【橋場委員】

本件とは直接関係ないのですが、確か、道立図書館の本を借りたいという場合に、道議会の図書館で手続をすることができたのではなかったでしょうか。

【桑原社会教育課長】

はい。火曜日と木曜日は、道立図書館の司書が在駐していますので、手続をすることができます。

【橋場委員】

では、江別まで行かなくても、そこで借りたり、返したりということができるということですね。例えば、どのような蔵書があるのかということも、そこで調べることができるのでしょうか。

【桑原社会教育課長】

蔵書検索をすることもできます。

【橋場委員】

分かりました。道民の皆さんに、もっと広めていけば、利用者が増えるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

- (5) 報告 1 礼文島桃岩一帯の高山植物群落に係る天然記念物の指定について
- ア 説明員 高見文化財・博物館課長
 - イ 結論 報告を了承
 - ウ 審議内容

【高見文化財・博物館課長】

礼文島桃岩一帯の高山植物群落に係る天然記念物の指定についてですが、令和3年(2021年)12月17日に開催された国の文化審議会において、指定の答申が出されていたもので、これを受け、本年3月15日付けで天然記念物に指定されましたので、その概要について報告します。

資料の2枚目を御覧ください。この天然記念物は、宗谷管内の礼文町南部の国有林に所在しており、指定面積は約129ヘクタールで、この一帯は、海岸沿いの標高が低い場所にありながら、希少な高山植物が多数生育しており、特定の地域にしか生育しない固有種、また、かつては広域に分布していましたが、現在は気候変動などにより離れて分布している隔離分布種の豊富さと多様性が評価されています。

写真を御覧ください。上部の写真は、指定範囲南部からの遠景です。

この付近は、展望台と遊歩道が整備されており、ここを訪れる人々は、青く澄んだ海と、色とりどりの高山植物を觀賞しながら、トレッキングを楽しむことができます。

写真の花は、代表的な礼文島固有種、隔離分布種です。指定範囲には、こうした希少種を含む93種もの高山植物が植生しています。一帯の高山植物は、過去の気候変動に伴う高山植物の移動と、現在の植物の分布を理解する植物地理学において、極めて価値が高いと評価されており、指定範囲の高山植物群落は、このように学術的な価値の高さが評価され、天然記念物に指定されました。

以上、今回新たに指定された天然記念物について説明しましたが、これにより、本道の国指定天然記念物は48件となりました。この度の指定により、一層の文化財保護の推進と、公開活用の気運の高まりが期待されますので、道教委としても、地元教育委員会と連携して、その適切な保存と活用に努めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(6) 議案第5号 北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則の
制定について

ア 説明員 高見文化財・博物館課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【高見文化財・博物館課長】

本件は、北海道立美術館の利用に関し、必要な事項を定める教育委員会規則の一部改正に関するものです。

資料2枚目の規則案要綱を御覧ください。まず、改正の趣旨ですが、民法の一部を改正する法律の施行により、成年年齢が、令和4年（2022年）4月1日以降、18歳に引き下げられることに伴い、成年年齢に達した高等学校等の生徒の観覧料金に関する規定の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとしたものです。内容としては、成年年齢となる18歳に達した高等学校及び中等教育学校の生徒を、親子等観覧料金における成年から除外することとしたものです。

次のページが改正案、その次のページが改正案の新旧対照表になりますが、改正箇所は、第7条の2第3号の親子等観覧料金の部分です。この親子等観覧料金は、各道立美術館が独自に設定できる特別展の観覧料の一つであり、小・中学校生、高校生等が成人と一緒に観覧する際に、割引料金で観覧できるものです。大学生については、親子等観覧料金の対象から除外していますが、これは、大学生の通常の観覧料金が一般料金ではなく、高校生と同じ料金区分であり、既に学生割引となっていることから、重複適用を避けるために除外しているものです。今回の改正は、4月以降に成年となる18歳に達した者について、大学生に加えて、高校生等についても、同様の考え方により成人から除外することとしたものです。

この規則の改正は、令和4年（2022年）4月1日の施行を予定しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います
ますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(7) 議案第6号 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 櫻井高校配置担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【櫻井高校配置担当局長】

資料1ページを御覧ください。「1 趣旨」ですが、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る貸付金申請の手続及び誓約書の改正を行うため、この教育委員会規則を制定しようとするものです。

次に、「2 内容」ですが、1点目としては、令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が引き下げられることになり、貸付申請時に成年年齢に達している生徒に関しては、保護者の記載が必要なくなることから、生徒が成人に達しているときは、保護者の欄は記入を要しないという注を加えることとしています。2点目ですが、令和2年(2020年)4月1日から、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる、極度額を定めない保証契約は無効となったため、貸付決定後に借受者から徴する誓約書に極度額を記述する旨の改正となっています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【橋場委員】

資料8ページに関してです。民法の改正により、保証契約は、原則として書面でしなければならないとされ、電磁的記録は書面によってされたものとみなすとされました。そして、そのことに加えて、極度額ということで、どこまで保障するのかという範囲を決めなければならないことになりましたが、今回の改正は、それに対応するものです。

そこで、大事なことですが、8ページの下の方に「(注2)」というのがあり、保証人は、主債務者と連帯して債務を負担するものではないという記載が新たに加えられています。この様式では、保証人を二人記

載できるようになっていて、例えば、この保証人が連帯保証人なのであれば、本人、保証人1、保証人2の誰に対しても、満額支払いを請求することができます。ただ、「(注2)」の記載があるということは、そうではなくて、保証人が二人のときには、保証人には半額しか請求できないという意味になると思うのですが、このことを意識して「(注2)」の記載を入れたという理解でよろしいでしょうか。

【櫻井高校配置担当局長】

本学資金を申請する生徒は、経済的な理由で修学が困難な方が多く、複雑な家庭環境をお持ちの方が申請することも多くあります。連帯保証人ということになると、申請のハードルが高くなるということがありますので、このことを理由に申請を諦める生徒が生じないように、連帯保証人ではなく保証人ということにしたものです。

【橋場委員】

あえて、その点を意識して作られたということですね。分かりました。

あえて示しているのは、申請者にも、そのことが分かるようにという意図だと思います。申請の時点で、この辺りの説明をきちんとしてあげると、保証人になる方も、「保証人が二人なら保証は半分で良いんだな。一人なら全部だけ。」といったことが、はっきり分かると思いますので、運用面で気を付けていただければと思います。

【櫻井高校配置担当局長】

ありがとうございます。周知に当たっては、御指摘の点を踏まえて、丁寧に説明していきたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(8) 報告 2 北海道教育委員会と北京市教育委員会との教育分野の協力に関する覚書の締結について

ア 説明員 櫻井高校配置担当局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【櫻井高校配置担当局長】

昨日、北京市教育委員会と締結した教育分野の協力に関する覚書の締結について、報告します。調印式には、橋場委員に御臨席いただきました。ありがとうございました。

資料 1 ページを御覧ください。「1 経緯」ですが、平成30年（2018年）7月に北京市教育委員会訪問団が来道した際、先方から道教委との教育分野における交流についての提案があり、それを機に検討を開始したものです。そして、令和元年（2019年）10月には、道教委から教育部長らが北京市を訪問し、北京市教育委員会と両地域の学校間交流などの推進に向けて協議するなど、調整を進めてきたところです。

次に、「2 教育委員会同士の覚書の締結について」ですが、両者の継続的な取組を将来にわたって充実しながら進めていくことができるよう、教育行政機関同士で覚書を締結し、生徒同士の交流活動や国際的な人材を養成することへの支援について、協力していくこととしています。

次に、「3 当面の取組」としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は、両国間の渡航が制限されているため、まずはICTを活用した交流を行うこととし、渡航制限等が解除されれば、高校生を相互に派遣するなどの交流を行っていきたいと考えています。

なお、2枚目以降に締結した覚書を添付していますので、参照いただければと思います。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

教育部長らが北京市を訪問したということですが、北京市の教育で画

期的だと感じたこと、ユニークだと思ったことなど、道教委として感じたことを少し教えていただきたいと思います。

また、双方でやりとりをする中で、この協定により目指すところというの、お考えになっているのだと思います。道教委としてPRできそうなこと、このような取組を紹介できそうだとすることがあると思いますし、逆に、北京市から学びたいこと、交流を通じて児童生徒に伝えたいこともあると思いますので、今、御紹介いただける範囲で教えていただきたいと思います。

【櫻井高校配置担当局長】

北京市は、御承知のとおり、人口2,000万人を超えるような中国の首都で、政治経済、文化、歴史など、中国国内にとどまらず、アジア全体から見ても中心的な役割を持つ大都市です。中国のみならず、世界に通用するリーダーを育てるような大学もありますので、そこでの取組というのは非常に参考になると思います。現地では、日本語教育もかなり熱心に行われていると伺っていますので、日本語での交流も大事な点かと思えます。

やはり、私どもとしては、お互いの交流を通じて、中国の文化や歴史を学びながら、将来、国際社会で活躍し、グローバルな視点で地域の活性化を担う人材を輩出していくことを期待しています。

【青山委員】

ありがとうございます。

【橋場委員】

昨日、この場で覚書を締結したのですが、国の体制の差というのを強く感じました。サンクトペテルブルク市との覚書のときには、マスコミの方にも入っていただき、公開の場で調印式を行いました。今回は、こちら側の要望が通らず、非公開で行うことになりました。今日の朝刊に道教委提供の写真が載っていましたが、北京市側の対応が非常に徹底していることが驚きでした。

2点目ですが、北京市教育委員会は、規模が非常に大きくて、幼稚園が2,000園ほどあると言っていました。そのようなところと道教委が覚

書を締結できるというのは、素晴らしいことだと思います。

印象に残ったこととして、オリンピック・パラリンピックが終わったばかりということもあると思うのですが、冬のスポーツでの交流を希望されていて、北海道であれば十分に対応できるだろうと思いました。

以上です。

【櫻井高校配置担当局長】

今は、どうしてもオンラインが中心にならざるを得ない状況ですが、コロナが収束しましたら、委員が仰ったような交流も進めていきたいと思っています。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(9) 議案第7号 学校運営協議会の設置（道立高等学校）について

議案第8号 学校運営協議会の設置（道立特別支援学校）について

ア 説明員 櫻井高校配置担当局長、川端特別支援教育担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【櫻井高校配置担当局長】

まず、議案第7号の道立高校における学校運営協議会の設置について説明します。表紙の1に記載のとおり、今回、学校運営協議会を設置する学校は、岩内高等学校です。

資料1ページを御覧ください。まず、目的ですが、学校運営協議会は、保護者及び地域住民等が学校運営に参画し、学校との連携を強めることにより、それぞれが信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子供たちの健全育成を図ることとしており、主な役割としては、校長が毎年度作成する、教育課程の編成等に関する基本方針を承認するなど、記載のとおりとなっています。

次に、資料2ページを御覧ください。岩内高等学校の地域の状況などについてですが、岩内町の全ての小・中学校に学校運営協議会が設置されており、岩宇中等教育研究会において、地域や小・中学校と連携し、情報交換の上、課題解決のための取組を実施しています。

次に、特徴及び期待される効果についてですが、岩内町では、岩内高校魅力化プロジェクトを実施しており、総合的な探究の時間では、地元企業を知る機会や地域おこし協力隊・まちづくり活動を実践とする人材とのワークショップなどを通じ、キャリア教育を推進しているほか、先ほども申し上げたとおり、町内全ての小・中学校に学校運営協議会が設置されていることから、学校と地域の連携が一層強化され、一体となった教育活動の推進が期待できると考えています。

学校運営協議会の設置に当たっては、小・中・高の一貫した教育活動に一層の重点を置くとともに、地域の支援体制を十分に把握しながら、学校の特徴や期待される成果、地域の状況など、各校の申請内容などを検討した上で設置することとしており、今回は、申請のあった岩内高等

学校について、学校運営協議会の設置が適切と考えたものです。

【川端特別支援教育担当局長】

続いて、特別支援学校の学校運営協議会の設置について、説明します。

議案第8号を御覧ください。表紙の1に記載していますが、今回、設置に向けて申請があった学校は、14校です。

続いて、1ページを御覧ください。道立特別支援学校の学校運営協議会の設置状況ですが、一番下段の表の下の部分に記載のとおり、現在、20校に18の学校運営協議会を設置しています。20校に18協議会ということですが、これは、札幌伏見支援学校や中札内高等養護学校のように、分校を設置している学校があり、札幌伏見支援学校については、本校ともなみ学園分校とで、中札内高等養護学校については、本校と幕別分校とで、それぞれ合同で協議会が設置されているため、数字がずれているところです。

なお、分校設置校では、協議会是一个ですが、部会を設置しており、各部会には、本校と分校の所在する地域住民に委員として参画していただくなど、部会ごとに各校の教育活動について協議を行うなどの工夫をしながら運営しているところです。

次に、2ページ目から8ページ目まで、今回申請のあった14校の概要を記載しています。14校の内訳としては、視覚障害が1校、肢体不自由が2校、知的障害の特別支援学校のうち、職業学科を設置する高等部単置校が7校、普通科のみを設置する義務併置校が4校となっています。

学校運営協議会を設置することにより期待される効果としては、例えば、町内会や地域の企業、関係機関との連携がより一層強化され、日常的な実習や現場実習等における幅広い現場実習の受入先や就労先の確保につながることで、また、地域の小・中学校等との交流学习や、地域住民との交流の機会の拡充など、より地域に根差した教育活動の充実が図られることにより、障害者理解の促進につながるなどが挙げられます。14校全校の詳細については省略しますが、例えば、4ページ目上段の千歳高等支援学校については、「学校及び地域の状況等」に記載のとおり、関係機関や福祉事業所の協力を得て老人ホームの清掃活動を行うなどの

地域資源を活用した作業学習、また、企業と連携しながら繰り返し実習を行うデュアルシステム実習に取り組んでいます。協議会の設置に伴い、地域の自治会、企業、事業所等、関係機関との連携の強化により、日常的な実習や現場実習等における幅広い実習先及び就労先の確保につながるなど、効果として期待されるということで、今回、申請があったものです。

また、5ページ目下段の室蘭養護学校については、「学校及び地域の状況等」として、近隣の小・中学校、高等学校と連携協議会を設置し、レクリエーションや作品交流などの内容について協議するなど、年間を通して、計画的に交流及び共同学習を推進していますが、協議会設置に伴い、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校との連携を一層強化することが可能となり、児童生徒が居住地の学校で一緒に学ぶ居住地校交流や学校間交流の機会の拡充、そして内容の充実が図られ、地域における障害者理解の促進が効果として期待できるということで、申請がありました。

この14校について、書類審査の結果、いずれも学校運営協議会を設置する要件や期待される効果について、十分に考慮したものですので、この14校について、4月1日から学校運営協議会を設置したいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【大鐘委員】

説明していただき、よく分かりました。道立高校が1校、特別支援学校が14校ということで、学校運営協議会を設置することに賛同します。

今後、学校運営協議会の設置を更に進めていくことになると思いますが、資料1ページにある道立高等学校と道立特別支援学校の学校運営協議会の設置状況が整理された表を見ると、特別支援学校では、都市部にも多く設置されているのに対して、道立高等学校には、ほとんど都市部がなく、郡部の学校ばかりということになっています。

教育活動の内容が違えば、地域の捉え方も違いますし、地域の範囲をどのように考えるのかということにも難しさがあると思いますので、都市部の高等学校に学校運営協議会を設置していくというのは、大きな課題になっているのだらうと思いますが、その際、特別支援学校で行っている方法というのは、参考になるのではないかと考えます。特別支援学校の資料を見ると、都市部の学校の特徴や期待される効果の中に、小・中学校や高等学校との連携などの広い視点で捉えた記載がありますが、この辺りは、高等学校での設置に当たっても、ヒントになるのではないかと思います。

都市部の高等学校の場合、小学校、中学校でも学校運営協議会を設置していないことが、設置が難しい理由の一つになっている面があるかと思えます。ただ、そこを乗り越えないと、学校運営協議会が広がっていかないのではないかと思いますし、他の事例を見習うことができるようになれば、設置が広まるきっかけになるのではないかと思います。今後の展開について、どのようにお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

【櫻井高校配置担当局長】

ありがとうございます。都市部で設置が進まないという経緯ですが、やはり、都市部の高校の場合、一つの市町村だけではなく、色々な地域から生徒が入学してくるということで、地域の設定が難しいという課題があります。そこは、委員御指摘のとおり、特別支援学校の例、また、都市部の学校にとってのモデルになるような取組を実施することで普及啓発をしていきたいと考えています。都市部での導入というのは大きな課題となっていますが、他県にも様々な取組がありますので、特別支援学校や他県の都市における学校運営協議会の例を把握し、啓発資料を作成するなどして、導入を進めていきたいと思えます。

【大鐘委員】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います
ますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(10) 議案第9号 北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 川端特別支援教育担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【川端特別支援教育担当局長】

資料の規則案要綱を御覧ください。この度の規則改正は、1の趣旨に記載のとおり、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續について所要の改正を行うものです。2の内容ですが、令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられることになっており、高等部の生徒については、在学中に成年年齢に達することとなります。入学時は生徒の保護者であった方も、在学中に生徒が成年年齢に達すると、学校教育法上の保護者という位置付けではなくなりますが、在学中については、退学や転学など、様々な手續において、従来、保護者であった方に、引き続き、様式等への署名を求めることとするため、今回、各種様式の所要の改正を行うものです。

また、この改正に合わせて、規則に定めている様式について、見直しを行いました。例えば、現行の入学願書については、従来、学部ごとに分けていませんでしたが、今回、幼稚部、高等部及び専攻科の様式を新たに定めるとともに、必要となる情報として、様式に出願学科の記載欄や寄宿舎の希望などの記載欄を新たに設けるなどして、より実用性のある様式とするため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和4年（2022年）4月1日を予定しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

感想です。今回、入学願書を3種類に分けたということですが、実態に即したものにされた方が、保護者は記載しやすいでしょうし、学校も整理しやすいと思いますので、非常に良い改正だと思いました。

【川端特別支援教育担当局長】

ありがとうございます。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います
ますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(11) 報告3 令和4年度(2022年度)北海道教職員研修計画について

ア 説明員 唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

本件については、前回の教育委員会後に、案段階の資料で説明させていただきましたが、その後、正式に計画を策定しましたので、改めて報告します。

資料1の見直しのポイントを御覧ください。「1 基本的な考え方」に記載のとおり、本計画は教育公務員特例法の規定により、毎年度策定することとされており、内容については、「教員育成指標」や「教育推進計画」との整合性を図る必要があることから、基本方針や推進方策などの骨格は継続することとし、国の動向や育成指標の成果検証の結果、明らかとなった本道の教員の資質能力の向上に関する課題等を踏まえ、次年度の重点的な取組として、内容を一部見直すこととしています。

「2 主な見直しの内容」です。まず、キャリアステージに応じた計画的なマネジメント能力の育成については、学校や教職員が、複雑化・多様化した教育課題に対応できるよう、地域や学校の中核となる管理職や教職員に必要なマネジメント能力を、初任段階から研修を通して段階的・計画的に育成することとしています。

次に、ICT活用指導力・教科指導力の向上についてですが、教員ごとにICT活用指導力が異なる状況を踏まえ、個々のニーズに応じた研修機会を提供するとともに、地域や学校における研修の充実に向けた指導者養成研修等を実施することとしています。具体的には、初任段階から管理職までの各基本研修における講義・演習や、ICT教育推進課が実施する研修、道立教育研究所や特別支援教育センターが実施する研修の内容の充実を図ることとしています。

次に、生徒指導力の向上についてですが、本道におけるいじめの重大事態の発生や、不登校児童生徒が増加傾向にあることなどを踏まえ、児童生徒理解の在り方やいじめ、不登校への対応について理解を深める講

義・演習を実施することとしています。具体的には、枠内に記載のとおり、各基本研修や各教育局において実施する生徒指導研究協議会、道立教育研究所や特別支援教育センターで実施する講座内容の充実を図ることとしています。

次に、学び続ける教員の育成に向けた自律的・主体的な研修への支援ですが、教育の専門家として実践的指導力や専門性の向上に主体的に取り組む教員を育成するため、自主研修への支援の充実を図ることとしています。具体的には、北海道教育大学教職大学院の授業をオンラインで受講する講座を新たに提供することとし、今年度に行われる全8回の授業をリアルタイムで受講した教員には、ラーニングポイント、いわゆる大学院における単位が与えられることになり、その後、教職大学院への現職教員派遣制度を活用するなどして、自身の専門性を高めることへの意欲を持たせることができると考えています。

また、教員が自身の資質能力の向上に役立つ研修を選択して学ぶことができるよう、道立教育研究所、特別支援教育センター、ICT教育推進課、教職員育成課等において、管理職を含めた幅広い受講対象向けの動画コンテンツも発信することとしています。さらに、今年度、新たに作成し、一部試行実施している自己診断シートや高めたい資質能力に対応するよう整備した研修一覧を活用し、教員が自分自身の資質能力を振り返り、研修受講の見通しを立てたり、管理職から資質能力の向上に向けた指導、助言を受けたりすることができるようになっていきます。

次に、資料2です。一番右側のオレンジ色の枠内に記載した内容を御覧いただきたいのですが、資料1の主な見直しの内容で説明した内容を記載したほか、学校図書館の整備等に向けた研修の実施や園内研修のリーダー的保育者を育成するための研修の実施など、令和4年度（2022年度）の重点的な取組として進めるものを記載しています。

最後に、資料3ですが、こちらが本編です。本編の23ページから25ページには、見直しに当たっての課題や今後の対応、26ページと27ページには、それらを踏まえた重点的な取組、29ページ以降には、個別の研修内容を記載しています。

次に、案段階で説明した際に、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、再度検討した内容について、報告します。

まず、初任段階教員の生徒指導力の向上に関わり、初任段階教員研修においては、児童生徒理解を基盤とした適切な関わりに関する説明や児童生徒等との望ましいコミュニケーションの図り方に関わる演習を取り入れるとともに、日々の児童生徒への関わり方に関する受講者同士の協議を通して、受講者本人の気づきを促すなど、研修内容の充実を図ることとしました。

また、特別支援教育センターが作成する児童生徒への関わりに関する動画コンテンツを初任段階教員が視聴することができるようにして、視聴後に自校の管理職やベテラン教員等から、児童生徒への関わりのポイントについてアドバイスをもらう研修プログラムを盛り込むこととしました。

次に、教育公務員特例法の一部改正に関わり、研修の受講履歴を活用し、資質能力の向上に向けた指導助言を行うことについては、道教委が個々の教員の研修受講履歴を整理し、校長が教員と面談をする際に活用できるようにすることや、校長が教員に指導助言をする際に役立つ自己診断シート等を道教委が提供することなどについて、新年度の早い段階から、各学校に周知していきたいと考えています。

以上、令和4年度（2022年度）研修計画の主な内容について、説明しました。次年度は、この研修計画に基づき、効果的で質の高い教職員研修を実施するとともに、各学校で実施する校内研修や自主研修の一層の充実が図られるよう、本計画を積極的に活用することについて、働きかけていく考えです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

高校で、金融に関する授業が新たに盛り込まれるということですが、それに対応した専門的な研修なども、今回盛り込んでいるのでしょうか。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

学習指導要領の中では、金融教育という語は使われていないのですが、それを含めた消費者教育という語が、高校の家庭科等の学習指導要領の中で使われているところです。高等学校等では、この研修計画とは別に、専門的な知識をお持ちの方々を学校に招いて授業を行ったり、教員がセミナーに行って専門的な知識を学んだりするような取組を行っていますので、そうした取組を通じて専門性を高め、子供たちに教えていきたいと考えています。

【青山委員】

専門的な知識を持つ方が関わることで、とても良い授業内容になるだろうと思います。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

特に、高等学校の場合は、成人年齢の関係もありますので、1年生の家庭科で必ず実施するという事になっています。

【青山委員】

分かりました。ありがとうございます。

【橋場委員】

資料1の研修内容の図に、リスクマネジメントという言葉がありますが、学校では、キャリアステージに関わりなく、色々なことが起きたり、問題が複雑化したりしていることからすると、先生方全体に必要な知識だろうと思います。

また、最近、弁護士が入って先生方の悩みを聞くという体制が全道的に整い、結構な人数の弁護士が待機していますが、このような制度があるということについても、もっと知っていただきたいと思います。確かに、研修で力を付けることも大事ですが、困ったときに一人で抱え込まないで、自分の能力を超えるようなときには、複数で、他の専門家の力も借りながら解決していくというノウハウがあるということ、そして、そのような制度を作ったということをお教えいただきたいと思います。

クライシスマネジメントというところまでいくと、これは管理職の話になるだろうと思いますが、その一方で、一般の先生方にも対応の基本

的な点を学んでいただくとともに、制度を使っていただきたいので、よろしくをお願いします。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

リスクマネジメントについては、道教委で作成している危機管理マニュアルがあり、ある程度のことについては、そこに網羅されているのですが、学校現場で起こる諸課題には様々なものがありますので、研修で力を付けつつ、外部の方の専門的な御意見もお伺いするという機会を活用していきたいと思います。

【大鐘委員】

最後に説明があった自己診断シートに関しては、個々の教員が、自分がどのようにキャリア形成してきたかを自己確認できる客観的なエビデンスになるということが、評価できる場所ではないかと思います。ともすると、主観が入りやすく、経験主義になりがちなところですが、それを、誰もが認めてくれる客観的なエビデンスとし、自己診断シートの研修履歴により確認できるようになれば、その先生の現在や未来を支えてくれる指標になるのではないかと思います。既存の資料にもある育成指標と結びつけながら、この自己診断シートを活用していただけることを大変楽しみにしています。是非とも、よろしくをお願いします。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(12) 報告 4 令和 2 年度（2020 年度）公立学校児童等の健康状態に関する調査の結果について

ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

資料 1 を御覧ください。「1 調査の概要」ですが、本調査は本道における 3 歳から 5 歳までの幼児及び児童生徒の健康状態について、実態を把握し、今後の学校保健の推進に資することを目的として、3 年ごとに実施しています。調査対象は、公立幼稚園や公立小・中・高・特別支援学校等であり、調査事項は、健康診断の結果及びアレルギー疾患についてです。調査の分析は、全国の抽出調査との比較と北海道における経年変化の 2 点について行っています。

また、幼稚園と特別支援学校については、非常に対象校が少ないことから、参考値として掲載しています。

それでは、「2 調査結果の概要」を御覧ください。主な疾病・異常等の状況についてですが、項目別に、全国調査と比較して特徴的な傾向を示しています。「(1) 裸眼視力」ですが、裸眼視力 1.0 未満の者の割合は、年齢が高くなるにつれて、概ね増加傾向になっており、中学 1 年生で 50 パーセントを超え、高等学校については全ての学年で、全国平均を上回っています。その要因としては、ICT 活用等により、パソコンやタブレットの画面を近くで見ることが増えていることなどが考えられます。

次に、2 ページの「(2) むし歯（う歯）」の上段のグラフを御覧ください。虫歯の者の割合については、全ての学年において全国平均を上回っていますが、表に記載のとおり、12 歳の永久歯の一人当たり平均虫歯等数については、改善傾向にあります。これは、北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例に基づき、学校等においてフッ化物洗口を推進し、虫歯の予防に努めていることが、改善の要因の一つとして考えられます。

3 ページを御覧ください。アレルギー疾患についてです。「(3) ぜ

ん息」、「(4) アトピー性皮膚炎」の者の割合は、全ての学年において全国平均を上回っています。

次に、4ページを御覧ください。「(5) アレルギー性鼻炎」と「(6) 食物アレルギー」の者の割合と推移です。この2点については、道独自の調査結果のため、全国との比較は行っていないところです。

これら全てのアレルギー疾患に概ね共通している傾向として、男子の割合が高いこと、また、これまで被患率が増加していましたが、令和2年度(2020年度)は、減少傾向に転じたことなどがあります。

道教委では、学校が、アレルギー疾患を有する児童生徒に対して適切に対応することができるよう、健康教育の研修会など、各種研修等において、エピペンの使用に係る実践的な演習を実施するなど、各学校が校内研修を実施できるよう、オンデマンドを作成し、配信していくこととしています。

以上、調査結果の概要を説明しました。本調査結果については、今後、更に専門家の助言を得ながら、結果の分析や課題解決に向けた方策について検討を進め、子供たちの健康課題を丁寧に把握するとともに、知事部局、医師会等と連携し、健康教育を推進するリーダーの育成や健康課題の解決に向けた実践研究を行い、その成果を広く普及するなど、本道の子供たちの健康の保持増進に努めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

例えば、子供たちのICT活用に関しては、30分に一回休むといったことが明確に出ていますが、視力だけではなく、虫歯やアレルギーに関しても、例えば、健康教育を推進するための予防計画など、学校で実施できる予防の取組のようなものはあるのでしょうか。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

各学校において、学校保健の全体計画というのは、ある程度作っています。その詳細の中で、具体的に取組内容を記載している学校とそうで

はない学校がありますが、学校では基準を作っており、教員が共有して把握しているところです。

【青山委員】

私は、本当に甘いものが大好きで、たくさんの虫歯を作ってきたのですが、大人になってから、はっと気付くことがたくさんあります。仕事柄、歯医者にお勤めの方々に対する研修がとても多いのですが、これがきっかけで、3、4か月に1回の予防検診がいかに大事なのかということを知りました。

子供たちに関して保護者の方と話すと、しっかり予防検診に行っている方もいれば、虫歯になってから歯医者に行けばいいという方もいるので、子供たちも、どうするのが良いのかを分かっていないのではないかと思います。これからは、予防が大事になってくると思いますので、予防計画のようなものがあれば、教えてほしいと思います。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

実際、詳細には把握していませんが、予防という視点では、それほど細かいところまでは、決めていないのではないかと思います。

今御指摘いただいた視点を、これからの健康教育の中で取り入れていくよう努めていきたいと思います。

【青山委員】

是非、お願いします。

【大鐘委員】

調査報告書の8ページに、裸眼視力1.0未満の者の割合の推移がありますが、特に、中学校と高等学校では、増加傾向にあります。説明いただいたように、背景としては、パソコンやスマートフォンを見ているということがあり、全国的に割合が増えているということが指摘できると思いますが、特に、北海道の中学生と高校生の場合、全国平均以上にその割合が増えているというのが、大変懸念されることかと思えます。このことについては、先ほどの説明にもありましたが、関係機関と連携しながら分析を進め、対応していただきたいと思えます。

よろしくお願いします。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

全国学力・学習状況調査でも、スマートフォンなどを見る時間が全国よりも高いという数値が出ていますので、生活習慣などの部分も含めて、これから考えていかななくてはならないと思います。

【渡辺委員】

管内別の内容を見ると、地域性があるのではないかと思います。例えば、この地方ではアレルギー性鼻炎が多いといったことがあるようで、非常に分析のしがいがあるデータだと思いますので、是非、分析を進めていただければと思います。

【倉本教育長】

他に御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(13) 報告 5 令和 5 年度（2023年度）北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

資料 1 を御覧ください。来年度の実施に向けて見直した事項を中心に説明させていただきます。

まず、実施日程等ですが、「3 第 1 次検査」については、できる限り他県の日程と競合しないように、今年度よりも 1 週間前倒しし、6 月 19 日の日曜日に行うこととしています。検査会場については、7 地区 9 会場で行うこととしています。

次に、「5 第 2 次検査」についてですが、今年度は東京オリンピックの影響で 3 週間ほど遅らせて実施しましたが、これを元に戻すこととし、今年度より 3 週間前倒しして、8 月 5 日の金曜日から 7 日の日曜日にかけて、5 地区 7 会場で実施したいと考えています。

次に、「6 第 2 次結果」です。これが最終的な結果となりますが、10 月 11 日の火曜日に発表する予定です。

次に、変更内容です。変更点の主なものとしては、まず、(1) ですが、第 1 次検査会場を大阪府内に新設することを考えています。東京のみだった道外の第 1 次検査会場について、西日本の方々が受検しやすいよう、新たに大阪府に会場を設置するものです。

次に (4) ですが、退職教員特別選考を新設する予定です。これについては、育児又は介護を理由に正規教員を退職された方を対象とした特別選考を新設することにより、即戦力となる人材を確保したいと考えたものです。

次に (5) ですが、期限付教員特別選考の見直しです。これまで、11 月に実施していた第 3 次検査を廃止し、8 月実施の第 2 次検査に統合して、検査を 1 次と 2 次のみ減らすことにより、受検者の負担を軽減するものです。

次に（８）ですが、加点措置の追加です。小学校高学年における教科担任制への対応のため、現在、英語、理科、数学について、優先的に採用する配点としていますが、これに保健体育も対象として加えようというものです。

主な変更点は以上です。なお、参考に資料２として、実施要綱の全文も添付しています。

また、資料の一番最後に、資料３として、カラー印刷のPRのパンフレットを添付しています。こちらは、道内外の教員養成課程を有する約700の大学に配布しており、北海道の教員採用選考検査の主な内容、働き方改革の取組、働く教員の方々の声を伝えて、受検者数の増につなげようという考えです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【橋場委員】

他の地域と試験日程が重ならないように配慮されているということでしたが、現実には、日程が重なる県というのは、あったのでしょうか。

【伊賀教職員局長】

今、分かっていることとしては、鳥取県の1次検査が同じ日程であり、高知県が、北海道が実施する前日の土曜日に実施するということです。

現時点の状況ではありますが、心配していた関東・関西の都府県とは重ならないようにできているのではないかと思います。

【橋場委員】

分かりました。日程を1週間早めたということですが、それに対する反響はありますか。

【伊賀教職員局長】

関係する方々には、事前に意見を聞いており、1週間早めるということでの支障は、特にないという意見をいただいています。

【橋場委員】

分かりました。

【倉本教育長】

他に御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。